官刻

孝義錄

陸奥六

十七

内閣文庫

番號	和 34586
冊數	50 (17)
函號	157 398

内閣文庫

五七	三四五八六		和書
函	類		
二	號		
三	五		
架	冊		

国立公文書館
National Archives of Japan

孝義録巻之十七

陸奥國六

孝行者二人

牡麻郡萩濱の百姓役人二左衛門

某文につきて陸を先とし海を後とす四方の海
陸乃料理海の産ものを人へ売親乃食りをも
て朝夕乃飯食をもつらせ給へとの心情の
父母の口にあはさるを人事を思ひ父母の試をなけて
おられを養ひ奉りて年乃ものの行ゆきても父母に告いとま
なく内を後中又他の業をなすにあらずして食

生涯事務〳〵公私の用あるのみ他に出ることなきゆゑ其
主を父母もの人ゆゑあハ必ずく旅宿ハあるとても父母
のあるかぎりとかくいのゝ事なく主暑れ頃
一〳〵ハのをきをきゝ我ハ父の例よ通くゆゑく二夜の時
おもてをきをきゝくおもてをきゝ久〳〵と其事をゆけをき
安否をも伺ひまつる公用行きて大所業のゆゑ宿をく
きけをき夜深まくはとゝくゆゑ必ずゆゑ乃ち父母と伏
抱〳〵ゆゑの如くをきゝ家をゆゑ行の様ニおゆゑと
父つゆゑ是と思ひて見ゆくゆゑ病れゆゑをゆゑ事も
叶ふ孫八行のゆゑをゆゑ行のゆゑ出ゆゑハ指席の

好きてゆゑふ物ゆゑハ主ゆゑハ事ゆゑをゆゑ夜ゆゑ
ゆゑゆゑハゆゑゆゑゆゑいをく行と出ることゆゑ夜ゆゑ
ゆゑけをゆゑ人て父母の公をくゆゑ〳〵ゆゑ事ハゆゑ行く行ゆゑ
きゆゑ夜樂を慰ひくをゆゑ〳〵ゆゑ出ゆゑと若ゆゑ二三年ゆゑ
難つゆゑ母と出ゆゑゆゑ人魚をゆゑ事をゆゑ〳〵ゆゑ乃
えゆゑ人をゆゑ母のをく檜柏ゆゑ我やゆゑゆゑゆゑ
ゆゑれを日をゆゑいをつけをゆゑ多く魚をゆゑ時ゆゑ新宅をゆゑ
事ゆゑ家ゆゑ主ゆゑ二度ゆゑ見ゆゑをゆゑハ屋ゆゑゆゑ母ゆゑ若く
ゆゑをゆゑゆゑ父の疱瘡ゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑ
痛むゆゑを押へをゆゑハゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑ

病もすこし眠るこのごろ病を見ること年ごとに民くるひ
ひ問も穀物多くかゝあくて御渡せる多のとこの村の
田乃のあとをくゝ穀物の又世ゝ忘れ難ぬ
年頃主ゝ重代あるへて世孝行と賞そす

貞節者さよ

黒川郡之内村百姓孫左衛門妻ちよ儀
伝兵衛の生母ゝ十七歳にして嫁ゝ十九歳にしゝ女子成
生ゝを年ゝ成男病病を患人見くふゝを組ゝ
ゝは業と用ひけるゝすゝゝは金ゝと暮ゝも
ゝゝくゝとゝ一二百ゝ村人のまゝけまく

當せゝゝ久ゝゝ体を苦くもけるねゝさよけまくゝ
ゝ日ゝ人日雇ゝ給て貧窮をゝけ田畑のはゝ先をゝて
世ゝ人ゝゝ女乃身とゝひまゝゝゝはゝけゝ男の
ゝ業もゝくゝゝゝ次西親ゝ老ゝ年ふれゝ夫婦
離縁ゝ又妻ゝ乳母親乃ゝ子ゝかゝもゝんゝさに
ゝゝゝゝ親ゝたゝゝ食ゝゝ世ゝけゝゝ銭
身はいゝゝ所ゝおゝふゝゝ孝人ゝゝゝ
ゝんゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ家内ゝゝゝ
ゝゝゝ賛めやゝゝゝ乳ゝ
世ゝゝゝ施療を受ゝ失ゝゝゝ善ゝ力

夫婦ハ食つくもあるゝ故ハ妻ヲ親里ヨリ呼ぶへくと
世の人へもはりひろめよう〳〵四人ヲ今出さう
ゑをおろ人〳〵ゝ〳〵銀箱ゝ移よりちんいゑ
みるとても離別〳〵ゑ出ん金をあゝて昼夜田野ニ
あるゝ〳〵ゝ農事ヲつゝ発つはつ四ハ男ゑう
の仕業ヲ〳〵と人ゝも感〳〵ゝ〳〵ひ〳〵ゝ
にもとゝつゝ天の恵をあゝ
人ゝもゝふゝ孝ヲ
なゝる生つゝ業わゝ
男女の別ゝけひゝ

う絵ゝ〳〵ゝ毋ハ氣仙郡ヨリ
ヲ七十年あまゝ
重賦ゝ
面〳〵ゝ明和元年十月
ヲ貞節ヲ称ス

孝行者覚右衛門

覚右衛門ハ伊沢郡上麻生村の百姓組頭ヲ毎八十余ヲ
ゝ世義もゝ家内も七八人の者ゝ
みゝ孝ゝ父長左衛門光義ゝ耕
ゝ迎ゝ約せ

巻積乃りの事ありて汐汁を使うの文につせんかう
帰[illegible]とそけ[illegible]ハむ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

死後より其右衛門へ相渡高九石四斗の田畑を元年北王
川に山明を流し石数も変に成り年貢寄
し次男小八郎へ次男を経て
事なく組の中にのみもすれ共
うしめ父母を出納乃事加
安加し先代より出来
へ成共

孝行者さい

桃生郡深谷川右村の百姓小治郎と妻
とさとく父母に孝行者さいの父と与惣

を病こと小治郎次男を他家の婿養子に取り母は壮年の
病く死し後母とむ人に成こと十年にあまりつるに
父与惣を家にともに同じく耕し田畑よりて
相続して無り家にあるとも病こと
亡き母おとり病後とうかく自由に成後母は十
年ばかり病床に成り夫治郎は
うり貢人とかくくらは
病者を世話
とうと器を
うり貢代にして

一

養こうふ治郎次男を他家の婿養子に取り母は壮年の
病く死し後母とむ人に成こと十年にあまりつるに
父与惣を家にともに同じく耕し田畑よりて
相続して無り家にあるとも病こと
亡き母おとり病後とうかく自由に成後母は十
年ばかり病床に成り夫治郎は
うり貢人とかくくらは
病者を世話
とうと器を
うり貢代にして

[illegible]ふて常に父母のもと[illegible]
人[illegible]なく此[illegible]と[illegible]の[illegible]張[illegible]
けて食事乃時迄[illegible]
せまわ[illegible]と以[illegible]
次母の[illegible]炉乃側[illegible]
或[illegible]
折[illegible]
[illegible]
又母乃[illegible]
[illegible]

[illegible]
事[illegible]
[illegible]
[illegible]

写雅楽の人に落せるかりぬいうしやどそうの絵とよりて
乃ち〳〵小町〳〵たりさきとの人もあれをうてそ
篤実なる事を感ぜ〳〵と共内和二年と事絵とう
金をあつ〳〵人さくて絵をと学ぶ

孝行者〳〵

宮城郡荒谷村の肝煎りまこと命とつくつのあり祖父
乃二十八年おの小病〳〵死せ〳〵付まこと命ら母に〳〵仕心
をそ〳〵て孝養〳〵始て十年〳〵ら家ら自主のことなり
事に病ら〳〵ものもなしもけりのとのつ〳〵ら〳〵
なる〳〵に〳〵仕〳〵ものもそ其志ま〳〵ら深切の
仕振〳〵始迄不の心ものの行〳〵ら〳〵と〳〵人ら〳〵先ら〳〵
ら〳〵ら〳〵ひ母兄ものとら〳〵ら〳〵山ら〳〵ら〳〵方角をもの人妻〳〵
ものり〳〵屋まで〳〵心見〳〵やら〳〵〳〵十六七歳の子姪と
おひ行く他人のものをかるものもく生病ら〳〵食事ま
始もつ絵ら〳〵仕ら或ら口にものをあけ〳〵ら〳〵つる
ありと〳〵人ら〳〵ものら〳〵ら〳〵ら〳〵

[illegible]

[illegible]

[illegible]

年ごに困窮せしうえ親しきものより少々の金をかり
ものとしてとしの秋菜の苗をうえ出あるいは
商ひ賣まいやうの品ハとれつゝ實入ましくなる
長作ゝ来ることなそう日二十年ほ甚ゝ病ゝ死
しゝ者ゝ治ゝ郎ゝ代ゝ
の人数多くしゝ事ゝ
程もなくして勤番ゝ治ゝ郎ハ領主の人ゝ
方の家ゝ
ゝ勤ゝ役料拾ゝ
ゝ治ゝ郎ハ人ゝ方ゝ勤

せしゝ歟に物ゝ
ものもおゝ
しゝ治ゝ郎ゝ
人参ゝ
助ゝ六ゝ
ゝ長作ゝ懐ゝ
ゝ治ゝ郎ハ
ゝ長作ゝ
宝暦二年ゝ七ゝ月ゝ治ゝ郎ゝ
留ゝ

出仕の力を以て妻の病を治療せしめ
ける所に治之亟大病を患ひ人事も懐胎ふく悩
うゝに養生を尽ひ出産を側よりさゝひ二夜の
事ふかくとうゝ行つゝ和合を二度小治之亟
終身ふかめ子乃を之助ハ和に生せゝ文の病り
よりて薬よりうゝ病ふ治ふく重者に世を去ぬる
上出仕も之治先家へく高ひるも出行ふくゝ
撰縫ゝて主家を主次く恵ふ助ふ身れ子を
も為ゝく助つたて中二義よりとゝろう意は
菓子乃数をうゝ世夜ハ辻ふく豆腐のとんかくとあれ

かゝ世文を賞対れ油なとゝ初さゝ世色うれに意ハ生ゝく
ふるゝ子ふの銭をもく主人の為れ用と出ふ
ゝ身に用ふ和ハ以ゝう治く元海く用う衣を主人れ
古以衣を用ふ新さハ主人のふよりそゝ世くゝも船に
主ふゝふの主人ふ主人乃親族ハ以ゝ及て次同
町他町のふれよりひく学礼ふふ為ふまひ世く安
なく五十年れ行実数ふ記ふふふと明れ五医冥府修生
ふう金をゝゝゝとあ主人て賞ゝ記

孝行者ふ次ゝ賞

孝行出てう

与次兵衛と宮惣右衛門亀二郎町内百姓多り毎年二十二三
年前にいう所二家の内より継母より出ぬ父も九年
さきに世を去りやうやうつゝ孝行意を次病の中ハ
ひとへに力をつくし食物を調ととのへ其例をとるに足
二夜のあさまおひあるいさつく主用をうゝしく父をく
なりてをつゝく継母に孝養をつくす継母ハ父の存
生の頃癩病をうれへ小父の病をうしなひ離縁も
よく〳〵やうと親族なと出ける次兵衛十八
歳なるを小年とひいつる事あるとも継母ハ病を厚
抱して去ひ去けゝ離縁のるハ思ひ立てまり

ひ離ひ〳〵ことをうに父ハ出ると母をうし先
ハ先ち継母の病をふかく〳〵ものうて次兵衛
昏をうし〳〵と次兵衛ハ
事いつゝ及ハ次兵衛血ハけ出〳〵ものを二夜乃
そこ飲食をも着をうて去ひ〳〵ひうの面
白てもを落ふをを拾ひとうく食ひつくをけ
うハ〳〵と世次第に入ハ内ハ二家の内より出れ
を恩のうををしく厚かく尽ものをうひ
ひう継母をかをく小云ハ食のおうを
く生れるあをハおひ出〳〵ハ継母もまを

ゝ
ゝ
ゝ

孝行者同妻

上総国八幡郡西岩井村百姓弥右衛門貧
しく父中風の病をうるやまひを耕作
出かせぎ十二年の間はたらき同村の百姓乃蔵と年季奉
公をとり休日ある度毎に主人より暇をもらひ蔵より帰宅
薪をあつめ老父二親を養せわ[illegible]病中[illegible]も
暇をもらひて[illegible]家をとりあつめ主人より酒肴をもらひ
て一献あるいは[illegible]月用をあたへ二親の物をあつ
畑[illegible]ま[illegible]八俵の米を買てたくむ毎日村乃百姓の
家に参り父の[illegible]あり[illegible]十歳の主人に対ひ家
迫[illegible]ま[illegible]ま[illegible]水
をくみ薪をわり奉公せ[illegible]うちは日暮迄の衣も料
ゆくゆきをいれをも父に渡し[illegible]乃納物の
事すけ[illegible]母[illegible]古紙衣服をかひとり休日は
はゝ母よりかたりつつ先母をたすく父の衣服の汚れ
しを洗ひしむ両親の主人も十歳の孝心を感し
母子ともにあつまりをかくしよ親族まで八俵米
乃方をかりてやうくに母を身請させ十五歳も十
八歳の時身請しく家よりしの乱世なりく貧く
[illegible]ま[illegible]日をとをりつはけ[illegible]八人の家[illegible]ると

知ることに親と表へう父母ともに老衰へ後ハ物乞ひ
欲食普請抔ともしい十五歳ハ人のかまて知こつくしけ
ま共親族組合のより私もみとくしかくこの農
事と生活をぬ一乃関町小与右衛門こ入子かりの娘
とりてそう十五歳ハ孝心を感とりて先わハ
やんいこく妹をるもれくあるとしに至しさ家と逆
へとか毎紀ようとかを生活と父母をもつくを
うは親族朋友乃ようをけを始く為りくを変生ま
そのうち十五歳ハ野菜或を拾者其外新をうりとく父
母を養ひしまるさ行ふ事ひを求め次初さ者とも

歎ふ又酒を酔し表ふ小養を新拾為さ世ふとく
拾ふ使ふこそあ又商ひの為り市ふ出生を孫保
とりこ売ふりてをくめもしこ孫ひしを拾ふ生ハ薬ふ
保乃新を買ふくかハ扶ふ母も病ありて時ふ毎
生を家の用ともあ世ふ行ふ毎ふ色ふ知ふあふこと紀
ふ私業ふと知さ知ハ拾き二使の時も身をひゆを
ゆを或ハ衣服の探ふくふあれを知ふ小法ハを地
を為法ふふ食事ふを世ふ世ふ使ふ世ふ
ふ私ふふたふ事生ふく夫婦ふも共に衣ハ為生を
父母ふ皮古紀拾ふを世ふ程ふつきふくふ人生を

去年より八月病をもく枕もたち難く農業のことも
思ふにまかせず小もしく加へ安吉をとひ
をもうけたりハ郡代出をもて音病〳〵世中ハ枕もたち
米穀乃價の高下なとをもやうかをもうけ分
を取ハ枕をたつ乃ハ蚊とをひ紙帳のうちハ
清らかに手を洗ハ病ハ清〳〵ありてつまをもて
附く巨燈火箱をとりて燈ち夫物の衣をぬきて父
母のもとを慶ひ〳〵病ハ父をたつねハ枕をも
父を枕をみぬ父を氣ちく加へ安吉をとひ
叱り罵をもかく〳〵ものを怒ちをもく田畑のうもの

枕ハ病を妻ハ夜寒の出ようの切をと夫に書〳〵乞出く
食物を個〳〵すちの六月ハ行ようのるものを私食物と
をる附さをもうにをもうもあるハ時節のはをえをち
ものを云をもうをもをもうけ家〳〵事をもあり私
ちをもうをもをもあれく枕ひをもてをもをもを慰ま
しむ醫者に預をもをる薬礼の事をもを書私器物を養
をもうをもをもうを養者のをもをめをもを浦〳〵加へ父母をも
しら志ハ浦をもの林伝をもを病乃金をもをもを移も
年貢をもを納むをも年ハ他乃人をもも早かりけを
をもをもをもの領主に出をえく酒和六年八月小

吏物ゝ金をとりて人〻に与をり

貞節者ちゑ

越井郡西岩井西泉村の百姓孫次郎妻ちゑ
あり文政六巳八月を限りて此島を耕せしに
大きなる蛇の腹へ入て咬はなし難
せんとなげくを見あひて色とりてくさけ動よを私
妻のちゑ此ものを見て切殺をのち其腹を
切つけ尾をとりて引出せしに孫次郎妻起て
を使をとりて腹を出て見たりしに人面と
をすつきりとを吏乃身をとりて人のふら次郎人の

害成除く事共切さくかうら次郎とくを年の十二月
孫次右衛門妻ゝ傾をもの金ゝ入て貴〻程孫次
右衛門を猫化獣を出を先〻切成孫次郎
ゝ〻とるく為失ゝ成を孫太郎に金を
あ〻入をもの

孝行者さゝ

江刺郡人首村の百姓太兵衛ゝ孫太郎村
の依右衛門ゝ娘ゝ孫さんとゝ人の親ゝとゝ貴しけ
出て太兵衛ハ肝煎の依右衛門ゝ田畑乃ゝ八を
吏娘ゝ所ゝを出しに太兵衛肝煎の名代

ぞうて岩谷堂といへる町小ゆ夜ぶかく酒の事
あるよ家乃うらぶれり孔さこる外さんの二人孔
ぶく和ゆく孔まもまち太鼓酒のぬ孔て股引
羽織ととゆ孔酒飯をとて孔くこてゆ四男北と
り小酒をぬこう姑ハ病あるみにてまぶく酒を
嘗こゆよ女の身ゆくと孔或ゆ孔身の
衣服をゆこのてゆこと悟ひるなく一日に一二
度て作ゆしう姑乃酔ゆ迎星のぬこと
酒乃ませ酒わゆとゆ孔ぶもすゆて孔志を遂さ
ゆむ夜ゆ孔ぬ孔ハ命を織りて賣て孔 價

酒ゆく屋うゆくに孔ぬのゆし衣服をうゆ孔ゆ又
姑の借ゆ金ゆ酒乃あこひると償へゆ四男姑ゆ孔
ゆ孔銀羅を去ゆし沢四男姑ゆの小酔ゆ孔ゆ沢
和ゆ孔ゆこゆ孔ゆ夜食と用して例ゆ侍ゆ孔
蚊をゆひ孔ハ金ゆ孔防ゆ孔紙帳ゆ四男姑ゆ孔ゆ
せゆ孔ゆの和ゆ孔ゆ孔ゆ沢して外ぬ姑の年和い
病ゆ孔ゆ孔ゆ孔三度ゆ孔ゆ和ゆやまゆく去孔ハ孔ゆ
死孔ゆ孔ゆ孔和ゆ孔ゆあ孔とゆこゆ孔ゆ孔ゆ孔一
人ゆあゆひて衣服を洗ひゆこゆ孔ゆ孔ゆ沢ゆ孔ゆ
とゆ孔ゆ孔ゆ孔

ら及至の体もつとに成ハ或ハ家なる木の実あれハ拾ひか
へりて男姑なるをいうなる幸労ハ中ありてなを養をもつて
なく市乃日とを小ハ[illegible]ハ貧ゆとあれハ債の言る
きをとゝ[illegible]次かりまくもりと先ゆりも茶も初
拍るとゝ必ずひえてもゝ先ゝり飯も雑穀を
用ゆとゝ人とも男姑乃食ひやもゝ[illegible]人為ゝり
姑ゝとあゝゝ社人ゝ陸しく病者ゝ人ある家ゝ
男姑ゝ若ゆ及ゝく看病ゝ辛貢納ゝ力を
添ゝく年ゝに浄ゝ[illegible]ゝ明和七ゝ十月
領主ゝ金ゝあゝゝく美ゝ[illegible]ゝ

孝行者表目

恵内ゝ恵川郷今村吉恵所の百姓ゝて貧屋周蔵
父ゝ病ゝ指ゝ二十二ゝあゝ母ゝ[illegible]ゝ父ゝ
ゝ[illegible]ゝ者ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
婦ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ父母ゝ[illegible]ゝ孝ゝ[illegible]ゝ
父ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
病ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

なりて次第に成長して親族の部に入りて孝行
あれども中にも下へをつとめ安堵なる事
と為て出仕つとめ居る人に孝義なる者をみか
毎に至ひさしくなりもう年形の父祖
乃忌日にあつまりて子孫右衛門方小茶日より墓
と掃ひその日乃雑く墓に拝く法礼の儀
なりなりなれ年来父の附乃ものを人原むか
ことと為さ次妻なる事ちまく家内の老
も又を老小性ひ倹約を思りて老母の生ひをこつく
年来の間右衛門と又生文母乃歳と

なる親母乃孝義なるものあり次成る郡人の内より屋
ものとつくる者内の輝あらるに化るる者
移りて為へ生ものはとれつる感服しそう
親族いつも及ぶ次近ものとさの嫁
要の附をとり和ひ那者北変よ無人るも北ハ金
穀をとりて入る叔父宝暦六年の飢饉の附を力北
とふ死りたるけ叔ひしはる北為とうけ
この家内を出奴のこ次医貧きくかるる
ことを思病多を力ハれ人ハ為り
あるく依主のゆ引とうけ貧居よ年世をる

世を貪り犯りの衣服調度なと倹はをく事
なれとも物乏しく成ると云ふ事
うるわしく人利をもとめくとて新年なくけんそう欲
にふけり人の患をもとめくにふけり
四和七年四月領主より表向は新田七石と成る妻
母共全く成て寡夫やう基内後は名を邑
義と改めしと云ふ

貞節者之事

仙臺の城下國分町に米屋庄三郎こゝろのあると
ゝ孔書と云ちとゝりんく享保十八年より十四年まく
に家にさきう十歳年こゝ人の男子一人とりあり生れ
つゝ実成なるもあれとも先たる男姑はくく孝とつ
ゝ行年ゆゑとも其志ゆ背く事なく男姑とも
に死して後夫十二郎家暦元年の春こゝ氣疫の
症を患へ病ゝ外也れ年十九日なり終病おこう
しけうう日夜も叶つて粥なの食物も著をとりて
そくめ二夜の間と記外とゝ成ゝけく看病やうこう
こゝ烟草とも吸ゝめうとこゝ世ゝを拭く吸ゝをけく
主労とゝとゝ成家内とゝ紀くゝと云ふもゝ親類
と云ふ人ゝ外ゝと世ゝ記病ゝ乳もひすけくれをゝを

又ハ腰抜ニ成ル者ハ心ヲ付ケテ腰
ヲ抜テ水流ニ成事有テ夫ノ云ヒ法ニ成
ル者ハ次ニ成ハ云フ方ニ成ル者ハ
ヲ抜ル者ハ云フ方ニ成ル者ハ
ヲ抜ル者ハ云フ方ニ成ル者ハ
ヲ抜ル者

数十日うかと支えてとく改抱せうこ其子十歳年の妻其無も
病ひて癩治乃ち死に至りて仍養まくく来りし
とぞ出れとも近へこの貧病しいとかと家年とかく
事なく町役勤役とり小清甲斐く組の内七人
乃ち其離婚せしこの業しけるこ其妻に病ちも
ゆく始を孝子其者もなく可けるもあり也
やうとといたりもう也一人幸男しこの他人にそもを
かるる事なもとも安永元年八月領主どう金を
あるこの孝次

孝行者十六郎

他国の縁下新潟馬町乃借屋ふすをる千右郎を
乃ち領主乃義士伝義賞を受へ此町にうつり
高は能業れすに商ひく母代をうつ一人の妻を養
へうと朝とく起て商物を買ひ市に出て人家にうつて給仕
をもとめ豆を高ひよ出ると人も好ものとして毎日
安堂代をこの母乃癩癖を治しに付を好を仍抱
し商ひをう物を出を自れあるを母を病
癩癖身のうちにをを出を人分をを商ひを出る
事をも安豆腐ををく母の例ををの上を孝義者
難をを他をつをを領をを出てく母代ぬるをりのを

例へ[illegible]母の酒とゝのへ[illegible]はをとこ[illegible]求め[illegible]あ[illegible]先
孫[illegible]さ者とみれた母乃ち[illegible]人[illegible]の人
人[illegible]を次[illegible]ち[illegible]進り[illegible]
[illegible]野菜乃高ひとき人[illegible]
小せまり[illegible]と白[illegible]仕[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]食[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

洗ひすゝき母の石服ぬ[illegible]事[illegible]
せ[illegible]
花[illegible]
家[illegible]次乃[illegible]
[illegible]
[illegible]

空地より薪を刈らるゝに母の法をしくるゝ事を忍
ひ居まをしらるゝに遠き所を住ひ業なりとて
なるゝ母れ事なり由なくとゝのふよりあゆくるゝ
ゝと引出れ家後に背よ切ひ切ぬ十四年の婦なる
長をもつるものゝ小嫁せるゝ家貧しく毎夫婦なる小
者に出ゝと長なるもつ家くゝ病ゝ段十四年のうちり
むくこの者病ゝ死せゝ付ハ葬のるまくゝ出ぬよりう
祭礼なるとあるゝ付ゝ孔婦乃母をおひゆく事ぬゝ試
ゆゝ他人のゝ者ゝ付ゝゆる決るまゝ母中風乃
病小臥くゝ日も自由ならず粥を朝夕食も食ゝ

おひてゝ暑氏付小食ゝ母氏例よりハ
食地ゝ湯ゝゝを使く食ふ移ゝ毎の食をく
光つゝ母れくゝ云乃ゝ氏ものゝ食ひくゝ
けゝハゝゝ氏貧しくゝ油小ゝ以ゝ母氏
ゝ花氏なゝゝ事を母ゝく夜ゝ付ゝく焼火
と消ゝ事ゝ母の病ゝくゝゝ血多く出
氣絶なゝゝけ其六十四年大ゝに驚氏ゝと氏
も十四年ゝ孝ゝと感ゝ驚ゝゝ妹ゝ出ゝ
ゝに妹ゝ母のゝゝゝハゝゝく夜中小来氏
母ゝ知れゝる十五年ゝ移ゝゝゝゝゝ

名子姉の支配命令を公と法とに千五百石を千石に数
世乃子孫をもあ始りて貢納とをつりをく外
より枕をあつらへ涙まつめ後も常ら孝行いたす事
かゝ家をも十五年小さく先くを妻と先立て看病の
手をけとせよとつゝに先乃ちと二人まもむくゝ母
のくよかるゝくおゝやうけ是ハ今さうにむりつゝとと
老たるものゝ世小ふ人事もちかゝゝとくうけ云
うに家をうり仮業をとりたりて人をうり始ち
やてうをを久借屋の賃も滞ると事ふと母と妻とふ
をとけよせよとかへやうこゝ辛たゝひ辛してやりくよ

をとをけとをゝ為ゝをまは上ゝをを上ゝを安永三年
八月領主より称義ゝあ金をあゝふ

孝行者褒賞

黒川郡志戸田村舞野村蒜袋村ゝ田村の所業役を
つとむる事をつとゝあり先祖より代ゝ此孫を勤ゝく二百年
余ゝ及へり世寿二十三歳の時より父世話の孫をつとてつ
とめ一ゝを敬ひ下を憐ゝいたゝ為ゝるゝ後ハ田村乃氏も
感服ゝあ事ひのゝゝおこ次り孫をゝ父につくく
孝をとをゝ何事ゝあくもつゝ世ゝを海をゝゝ或ハさゝ
事あれハ出海をゝよりひとけゝゝ孫ゝ父をゝの世を

ゆくゆくは父兄度々に行く烟草盛
りさせると拾ひ集て自分の妻やるに
と見てくる水を汲うそせ変婦ゝ有父乃家を出
発いぬる時を見をゝ〳〵てほつゝ食とおほへう書
捨つゝ子と長生命と云て人長太郎夫婦も又父孝行
心ふそむ今按摩とうくせゝ婦父のゝ移んとする
時を必ず見を出るあさけるて健く外させけう孝為
郎に出んとすれて孝為つゝ杖を履まくそうそう人
長生命を借ふつもさせも〳〵長生命ゝ〳〵ある
とを見をもてゝふ長生命に行ときけく弟難まて

もゝ和ゝけ生命ゝ時を長生命兄弟に命〳〵ゝ出近人
しも毎日出るゝ病乃中も癒長
に力をつゝ〳〵病ひいまゝ〳〵ゝ〳〵ゝ仙蓋
乃中せ醫者をもゝ移ゝ〳〵癒治せゝ其分ハ〳〵
多ゝ生命長生命をつゝを全て看病ゝ為公勢ゝ
とゝ中ひて時ゝに安害をゝ病ゝ中ゝ〳〵ハ
ひゝ〳〵ゝ〳〵ゝ長ひ一和も節を中く事ゝ〳〵ゝ
ひゝ〳〵ゝ〳〵ゝ中右衛ゝ〳〵ゝ小者ゝ次二百ゝ飯を
をゝ〳〵ゝ百ゝ度墓小ゝ〳〵ゝ恵ゝ次ゝ長後
月ゝ〳〵ゝ志日ハ前後ゝ移ゝ〳〵墓ゝ〳〵ゝ

只先祖乃恩日も忘ることなく人ともやうやうに
あつて礼義とあはくし公勢の事につとめ村乃
うちうの事ともあれ滞りなく其用を弁じてとも
ともとおとなしく貧民のうちに年貢納物
滞りなき事ないとまを納く併ほうほとく助
さしめ或ハ金穀をうしなつて又ハ悪ものに金かりうち
り其ものを使ひ滞なきハかりなる人ハ其勤を
緩くし火災ハあるものを恵み水たらさる村ハ
池をおこし百姓の難つ事ハ人をかたらひて
ひろく普請乃時ハ人をすけく
ふる事を遂しかも四年の間に数度を出す事村しに
急と敬へうすくて父母屋敷つのとしの父母小屋あり
公勢も又ふるしきを捨て家屋敷に領主ひろく家屋
を褒賞せしめ事あるしう安永四年十二月家屋
組織地乃さぬ父母屋敷つをとりあつ思ひて人に賞
せり

孝行者平右衛門妻

登米郡猪川原本町乃百姓平右衛門つ妻姑につかへ
孝ちう姑を親つて死せしむ猪意をのるをとりかを
其公にたしく事おりさ十二年若ちう姑中風の病

小姓ゝゝ迄自由ゝ次いよく家ゝかくなりて丈夫高礼不用ゝゝやうりつまへ始ゝ迄
罵りそそ仕ゝ勝ゝ人ゝ引ゝ迄亜ゝやかくゝ也先ゝ
出ゝ礼ゝ礼ゝゝゝゝゝゝ陽ゝ世ゝゝゝゝゝゝ人ゝ事
ゝゝ親族の者ゝゝゝゝ又ゝ林備ゝ多ゝ陽ゝゝゝゝ
始ゝゝゝゝゝゝ

時々に姑と共に炉辺に終日
抱くこと多く姑の日よりを思ひ
個しく食に飽き温飽の余かくるを
つ孝行を尽すを事好くと感賞して
加ふるに亦孝心乃者
なれを毎の好みを絶さず小遣ひとして
書にて金一朱を与へ事やうに仕向
姑病小とうとう病に移りて
もとより又か
し史夫婦ともに移り公蓄より出げ
西右衛門毎朝側まあり出
と義及抱せり加ふる数度
六十歳ものの
しと憐ふるなく日に二三度
清乃母とは
し脊より
髮の毛なく事あ
さく姑乃ぬむ方を
先くおひ
毎乃朝

事なりしに辛右馬丞女子一人あり夫は看病の事
小のこゝろ切なる故事も始より十八年の
年病く家に臥しとゝ母のいとり
まつせく志ゝせつ夫は妻一人の母を看病して
く艱難をかゝ様その間私の医に辛右馬丞妻
兄病くらせし時妻ゝの藥ともに墓まいりて
せ病ゝけ出ゝ始に志ゝく其ゝ死ゝ
せんとせ病の為ゝ病ゝ始代ゝ
くも立出るやいなとゝ兄ゝ
法ゝれとゝ事ゝ曙八時乃道程ゝ

其人しのそつ孝く辛右馬丞妻の孝心をかんぜ
病者孝事ゝ心ゝ孝ひとをもしく我身
ゝ家ゝ馬ゝ病ゝ歩ゝて
とゝ孝養ゝ孝ゝ
安孔辛日月ゝ辛右馬丞と称美ゝ妻ゝ
あゝへゝゝ

孝行者千坂仲内

千坂仲内ゝ正門郡の大野莫ゝ宝暦十年ゝ父
宗庵ゝ病ゝく其後ゝ兄ゝ仕事ゝ
乃意ゝ背ゝ公勢ゝけゝ孝義ゝ

事をつとめ父の公にそむくるを恥ぢて公さうやとて
出るかヤーかくるよつを父孝行なる孝義者
と称しつれを表ぬけて後ともに死者く
まちをれ表ぬ脚炉の火を絶ず業をとさ
さへ金をれまく折くを炭うるうしむ外ほく夜具を
おほひ裏を脱きを忘とつく朝より秋の日さむ也ハ獨寒
乃火とをとるを紀ハ脚炉の火をおこし炭むて
うりかて孝義者履ものを公を買ふ雨の後未履
小流つをたるハ夫婦ともに拭ひ落しくを下駄のをと
まほ事かくるの勇者もの又父母ハ病り隨ひ祖父

へ孝義者忘ら次仲内公費ハ病ものを出るの
あれを仲内を妻ふ乃勇者とともに公をを〻奉者し
ふ仲内を歎よあるを異ものを母を久しく病ものハ
仙者に沙〻先く療者をを久しく時〻よ安者とを
ひくを孝道の者ハをを次病つよく全ものをけ
るを志戸田村乃肝煎半右衛門と仲内を兄なれハ母を
半右衛門をかを仲内を兄なれハ母を
つをををを一日薬をを病を出ることを費ハ
ものをくをりしを夫婦ともに起居をを〻終小
行居ふ後のをを出ることを移ハ父孝者を

を捨てて行方知れずなるのこと、夫婦しを
公事ばかりを気遣ひてまた先やうの公事
しきりたる父をゆかしたりきつるよ人の交あはく
同じ所業の者ゆゑ礼義をとり次下知まかりもう
ひとり叱るとも所業なりしく教へたとやうは
いつもしらく内儀ばかり公務れるまにつきく深く郷村の
患を考へ費成をなさ其身乃労をとり次山川
道路の修復よ意ら次郷村のうちに穀を貯くゆ
きく山年北をすけとるく貯こと村里ら仲内
ようなるこれ作ら穀をとり又を金をかりあ

きしく多くは利益をとり次しあ臣らにいさくうはく
納免をく公納をかりしをすいつらを小所業をになる
者あれをその勇北公事北懇さをとりとり次金ら
家へ導こと百姓の家破をるものあ是八金成為と盛ら
かりこあ力をたとけ寺院の火災をかれるも又を
力を海く年造やしをとうう内郷吉長町の内貯
くるりて若こしを仲内おもたらく人数九人の力を
あをを金千両を領主に出しを北利益をとりく年を
小町の内をく分をいくを貯を救母年北く
乃をく郷中北事を四ゆを勇わしいハを北のをく大

為をうかゝひ河村孫兵衛一ゝ所の神
仏を祈り甲斐あらていく経たく平癒せしとて
安永五年七月領主より仲間へ持たるの内十石成
銀小あり人是程小人組扶助とゝ苗字帯刀をゆる
し妻をも称美せり

孝行者慈吉

慈吉は江州利郡戸谷村の岩谷堂町一日市町の借屋に
住居せり長女弟うるはなり家貧くして父を目とし
人に雇はれ文八馬の高賃をもとに出母も日をうけて
暮して世をすぎてまつ祖母八十歳にて自ら〜四季
病に公のまゝ成ぬを案食とともに心をつくして母の苦
悩をこやすべく慈吉ましく十四歳なりしより父母の
ゝくはゝ人日に心を移さるる拾数をとり薪柴をとり
薪を買ひ給うあれハ小ゝ小ゝ成うるとも母と祖母を
活かんとくくとも春夏ハ馬の飼草秋ハ草をとりの
為をとり或ハ人小手代まとくすくつゝ稼と給
まとゝ乞りれとはるゝ祖母のゝに寄り先又ハ
烟草代料よりくけり母も人なれるのゝ
姑まゝくつ人日に間よ出て来て江戸の者ハ体
ゝゝの為よりくゝ姑の病よとゝ煙草をすく

発迫死ワラに音曲をとりまぜ姫を負ひ行くき
を乗せ例よ畑〳〵なる牧地を追ひ落さ
ら労苦を庭のたに茶〳〵暖うあるとうもつさの
ちを死り乳作りて二便に糞を汚さんるとをれ
ちうかく洗ひさよ発けりと安永七年六月任主ら
寝ぬて恵右と母に食あるる事ちかあり

孝行ちん右衛門

右衛門ハ牡麻新田地頃の百姓なり父右之場ハ海上
乃漁を業として世代ちあるに二十六年ちう
ト病の癒りあるなりしかる父妻ちと出て

居りし右衛門手ごさ二人居りに右衛門年十二歳の時より
ち陳乃ものとく小漁の業をなして父と出へる事
今にてもて父乃ち病を
とのけ乳氣みしう小ちう怒りちたけと又出ち
すちを其ち小遠を頃父乃病へるるハ費とて
ち頃を乳ち乳に住をりとちう家貧しけれちを兼
食ち茶と以とを父ち代ち茶の飯とをを同し業
をるものををして病ちさるを思代水り又
酒を好をを乳ハすちはく白ちを小ちを流く乳
けををちう氣流くちう人と笄海し出んもう

ヲ切て乙ヲ捨て己ヲ業とす二三日とゝまりて江
陸の家小酒肴をあつけて川くだりの人給へ先て
ひとゝなく或ハ海乃上波にうく日と角く家に
かへらぬ事ハ酒ゆゑ也しかと酒肴ゆゑ也
ちゝ母なく兄弟ハ若年平生ハ人ゆゑ也
其身代をぬすむ者ハ父に老母ハ病ゆゑ
をとゝ人ハ酒ゆゑ也
ちゝに父乃氣ゆゑ
父ハ子ハ
へゝ人の養ゆゑ

かゝる市町ゆく酒と菓子ハ
陸ゝ迫陸乃内の若年平生
と父ハ
ゝに老婆へ
若女ゝ婚
病に藥用の費
ゝく坂ゝ
すれて新人
人ゝ
四人ゝ

つとめ行ひ安堵と存じ奉り候ひ又ハ
相を制し申やうに成簾田せ申候ハ
ゝ者命乎も惜しく候ハゝ娘女夫婦の
同様と存じ奉り候ハゝ迎ひ取り申候ハ
ゝ娘ハ迎ひ取り申候ハゝ父孝心をうこと
て〻ハ食物を個しくよりハ者ハ清よりとり
ハ〻つ〻ハ小ハ者ハ清ハ山ことけて婦ハ
物あれハ娘女夫婦ハ口ハ人養女夫婦もまた
者命乎ハ成感しゆ〻ハ孝心の
者ハ清ハ睦しく暮しとまり
妻ハ代家と申し後儀の涙乃越十年と又
ハ〻ハ妻となりとハ者命乎人ハ
実の母まとハ母とハ者ハ
越子命も貧窮ハ妻ハ
者命乎ハ成ぬとハ
母ハ婦ハ母の者ハ
と述ハ
組改とハ陳為の者ハ
安永七寅十月

孝行者佐兵衛之命

孝義久之亟ハ宮城郡陸方郡大肝美村四十五石
の手うけ也百姓の先祖より代々孝行の者
なれば家内のもの父母不孝にして孝義をなす
者多く死して其孝行を画像を持仏堂
にかけ毎日香花を供せり如此に尊敬せり母を四五
年病ありて寒気にて日暮ぬ
さて扶養の儀厚く心を尽いたす
るに久之亟いつく
に孝行にて家を公用をつとめ先祖を
看病をこころの形にて病人をなるべく
なるに久之亟小家なるとこれ世話せり

けしく扶養する多年時々ころ母を抱て
やすくこめるを国主貴聞と称し久之亟の例よあり
祝をつとめ
大屋ハ例をさしかへるを妻もまもられ
小家にて夫と共に母の外面よりとく夜中
も抱給しく驚き多の戦を多く其母を抱て
母にそなへ病にかゝる度小もおもたるゆ
なるを祝を祈よ抱く日を小異なる祝をとり出て
母乃月をよろこぶ
うち酒をもれうハ女房
うち看を例のへ乞ハめまさるを祝と仏よく美ひう

そうて世ごとにそむくこと初めは母がくてさるべき
母ばかりなく婦ふまずあるべきたとひ母の他人家にあり
あるものは是乃孔より貧の毛よりいとあるまきあるべきる
なりに心を用ゐるうちに兄弟孫富にみちて父母の方
と沿ふ世次第も二親乃ゐ移さるうちあくていめるる
おうきさいうもしくく母の長命をうんまをいのう
しに逆修の石碑とうるまきたまはすとこさぬれと
若母乃ゐうさいふるものあるはいうあうんと父と
同しく画像とうせ母ばかりおさ先ちに父母の
病いまこまさいかはかり出るるあれもおそうす

とれ居ろかはけあるの脇とそあくるる母は病ろ
志はくく醫者をもとめくくうきまるとあう移と
妻子乃ゐまのゐ付を金くかとるるるるもいう
んでくく公用も脈とおひくこれうはさうひ松島塩
釜のもうえもうはんうはけあくくと知うけ人くと母乃
ゐうまうせまつう張乃宿龍とほうるまに寺に
行くを松嶋乃ゐうみうこうせ神の祭礼ちとあ
まを二三日もくまりつて海と鶴龍ものうは
きまうさ夏とうれを久三郎父にくうるくあひ
あうさけう世年のまうこ病おりるもの久三郎

まゐりて雑煮を日数十日ほどの間一日宴をもよほし出勤の役
湯殿ゆきの行事ほどなく結願の日ほどの事ども
ていねいに快くなりぬ毎朝山より蕨をとりて
ほどの肥料をもりて行ひもてなしもてなしの
乃わりに差紙を中間を又取扱ひをぬるこゝろ
時ほどの日をとりて九小門より毎朝小魚をすく
ひ或は塩釜の沖にて魚釣りをもてなし乃
異国を見物未陸奥国とゆきくれより八日霧ひ
まうけ中にやうやうの物をもてなしぶる
事ども中にもさきの冬紙をよハ事を紙にて

紙帳をつくり毎乃外面は夜寒にも堪ぬ
ほどの先数々二位のもとにもあるのをかけたる
ほどの丸あるひ表の中にあやまりて家をけす
事あれハ家にもたてかけるほどの家賣代
りにぬるもの毎の家よりくを目のさんをと思
ふ先祖の墓をとるをかりをもとめ
ず海にて雷死をとるへ田畑乃をを日に付げ
公用ものく出入るものをもとなるをなくあ
ともまくまこと雷地震の時を必ずくちりけを
おそるも多くけをを先祖より農業をかをとせ

[illegible]は不仕乃撰[illegible]人を給[illegible]事をなし[illegible]
[illegible]に[illegible]ひ[illegible]と年貢[illegible]と[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ和七年
八年に[illegible]より[illegible]郡村用水[illegible]と[illegible]
[illegible]て[illegible]伊勢乃[illegible]
[illegible]後伊勢[illegible]代[illegible]
[illegible]中[illegible]費用[illegible]久[illegible]一人[illegible]人[illegible]村の力を
[illegible]年[illegible]に上下安全の[illegible]
[illegible]ひ[illegible]護[illegible]
[illegible]人[illegible]と[illegible]
[illegible]村人の益と考[illegible]

[illegible]天明二寅九月領[illegible]

孝行者幸右

[illegible]右八仙堂乃城下寶光院門[illegible]
[illegible]換断[illegible]
[illegible]仕[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

祈るに地震火災の時なりけれども
其日の中はいとあるべきれば若よりつくもゆえなく母の
ものと安かりしかば或は夜ごとに妙なる音楽聞こえ
乃至ありしかども其後に出世の時に拾ひ出せば
四のさまとなりひとりとなりとなり妻病く
七年にして中くなりゆえに親族なる
ものとなりぬ家業の立ちかたもとのまま
毎年公儀より年貢を納めしかば祖父母と父の忌日
ごとに月ごとに小華を献ずるもとなる
家まもるべき物仮とまうけ先祖の中ひろまり

語らひ位牌をも拝礼せしかば幸吉を此日とりて
書乃料でとく十歳二十歳とを解剃ある人出れば
ものを向くまでうの父の墓ゆ到ることなきうして事
二十年あるの大やうは絶くなりて寺社門
をなりたりたれども墓を拝して墓を拝し或は絶さ
く祈るとなりて日くゆえに門さしうう
時せんかるくこのつおくなるべけれど脚よ痛
あるし時もてなくゆえ脚をあらえ
事なかるく一日に二度ゆえなりもあるをす
為て墓を拝するおとなる父の跡人を事とする

かく孝行なりしとは世人皆これを
感歎して孝行者と称せり

孝行者くに

孝行者らく

仙臺乃城下青町屋仁行のう把屋敷よりて
豆腐あきなひなる基義こゝ[illegible]れあり[illegible]
十二年[illegible]りう病乃中ゟ[illegible]
仁う看病大[illegible]ゟ[illegible]次[illegible]
はゝうゝく世[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]と[illegible]

病ゟ[illegible]故々小[illegible]を毎仁[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]
小[illegible]
[illegible]
しゝ[illegible]
乃[illegible]
[illegible]
[illegible]
やゝ[illegible]
[illegible]

年に七十餘死し、後婦の子小かつらを母
姑乃媒をもつて毎日ものもとめ初て
しうと婦ともに孝行なるれハ婦を
ともに感して其嫁乃事をとゝ先人をハ
せく孝養せり永日乃つもりたるハ
婦をもつて母をよせ又をのゝ扶船し
母のむとを慰め酒を好めつゝ求ものを婦妹
ともに助けてくゝかゝ母の初めを友とを拵
く楽まし むるに其菓をと吹ゝ科又を酒乃便
ぎとは定まりたる世ゝ此ハ孝の慣

殘と始て是より以後朝夕の食物も母乃ほ小
へ不成間へ老く歯もよわくなりしを皮をなくてやそ
らうに調し魚を貴とをもう毒すむ母に寺詣
給ふ人ゝ出る時を婦妹ともにつゝしみ
或を一人のこり母くかゝうを生れを出むとて加へれ
ば母乃病よ好めをもをさを同くに看病し二夜の
時をもをとりくたすけ初ゝ病ハ治し加
なをと医者のいくるをとらむ人ハ三年にても全癒ま
ゝ加ゝをゝゝゝ

孝義録巻十七

八月頃より姉妹より金成あるべく候

内閣文庫

内閣文庫

内閣文庫

孝義録巻之十七

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan